

定期報告書

平成 年 月 日

青森県知事 殿

住 所
氏 名 ⑩
電話番号 — —

家畜伝染病予防法第12条の4第1項の規定により、以下のとおり報告します。

1. 基本情報

家畜の所有者の氏名又は名称	
家畜の所有者の住所	郵便番号 —
管理者の氏名又は名称	
管理者の住所	郵便番号 —
農場の名称	
農場の所在地	郵便番号 —

記載に当たっての注意事項

- 1.基本情報：
法人の場合は、氏名の欄にその名称及び代表者の氏名を記載
複数の畜舎を所有の場合は、畜舎の所在地ごとに記載
- 2.別添1：
複数の畜種を飼養の場合は、畜種ごとに記載
「肉用牛」飼養者は、別添1のP1～3に記載
「乳用牛」飼養者は、別添1のP4～6に記載
「豚・いのしし」飼養者は、別添1のP7～9に記載
「馬」飼養者は、別添1のP10～12に記載
「めん羊・山羊・鹿」飼養者は、別添1のP13～15に記載
「鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥・だちょう」飼養者は、別添1のP16～18に記載
- 3.別添2：
「牛・豚・いのしし・めん羊・山羊・鹿・鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥・だちょう」飼養者は、引続き別添2のP1～3に記載
「馬」飼養者は、引続き別添2のP4～5に記載
- 4.その他：
小規模所有者（※）は、別添1の飼養家畜に該当するページの種類と頭羽数のみ記載（別添2は不要）
（※）豚、いのしし、めん羊、山羊、鹿：6頭未満を飼養
鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥：100羽未満を飼養
だちょう：10羽未満を飼養

「乳用牛用」

市町村名	氏 名

2. 家畜の種類及び飼養頭数等

(単位：頭)

品種：ホルスタイン			
乳用雌牛			種雄牛
24か月齢以上	4か月齢以上 24か月齢未満	4か月齢未満	
品種：（ ）			
乳用雌牛			種雄牛
24か月齢以上	4か月齢以上 24か月齢未満	4か月齢未満	

乳用牛以外の牛の飼養 (上記区分牛及びスモール牛以外の牛の飼養の有無)	無 有	→どちらかに○ 「有」の場合は、肉用牛様式も記載する。
--	-----	--------------------------------

注1：ホルスタイン種以外の品種を飼養している場合は、品種（ ）欄に品種名を記載のうえ、当該欄に頭数を記載すること。
 2：子牛のうち、乳用雄・交雑種で2ヶ月齢前後での販売を予定しているものについては、頭数を記載しない。
 2：子牛のうち、乳用雄牛・交雑種牛の素畜育成牛（概ね6ヶ月齢以上まで育成を予定しているもの）及び肉専用種（受精卵移植で生産したもの含む）を飼養している場合は、「乳用牛以外の牛の飼養＝有」とし、肉用牛用様式にその頭数を記載すること。
 3：乳用雌牛の月齢区分に注意すること。

3. 家畜の出荷頭数

乳用廃用めす

4. 畜舎数

畜舎数

※肉用と畜を目的とし、出荷したもの

5. 飼養衛生管理基準の遵守状況

※記載方法：遵守している項目の ☐ にチェック印を付けること。
該当しない項目には、「－」を付けること。

【牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊の場合】

1. 家畜防疫に関する最新情報の把握等（発生予防やまん延防止に関する情報の入手等）		
	自らが飼養する家畜が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延防止に関する情報を把握している。 （例） ・家畜保健衛生所からの情報を確認するとともに、指導を遵守している。 ・農林水産省の家畜防疫に関するホームページを閲覧している。 ・家畜衛生に関する講習会（研修会）に参加している。	☐
2. 衛生管理区域（農場内において病原体の持込みを防止するために家畜の飼養に係る衛生管理を行うことが必要な区域をいう。以下同じ。）の設定		
	衛生管理区域を設定している。	☐
	衛生管理区域とそれ以外の区域との境界が分かるようにしている。	☐
3. 衛生管理区域への病原体の持込みの防止		
	門又は看板の設置等により、必要のない者を、衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。	☐
	衛生管理区域に出入りする車両の消毒をしている。	☐
	衛生管理区域及び畜舎に出入りする者の手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒をしている。	☐
	他の畜産施設に立ち入った者を、必要がある場合を除き、その日のうちに衛生管理区域に立ち入らせないようにしている（家畜防疫員、獣医師その他の畜産関係者を除く。）。	☐
	過去1週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を、必要がある場合を除き、衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。	☐
	他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品であつて、飼養する家畜に直接接触するものを衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をしている。	☐
	過去4月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないようにしている。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒等の措置を講じている。	☐
4. 野生動物等からの病原体の侵入防止		
	畜舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講じている。	☐
	飼養する家畜に飲用に適した水を給与している。	☐
	家畜の死体を保管する場合には、保管場所への野生動物の侵入を防止するための措置を講じている。	☐
5. 衛生管理区域の衛生状態の確保		
	施設及び器具の清掃又は消毒を定期的に行っている。	☐
	家畜の体液（生乳を除く。）が付着する物品（注射針、人工授精用器具等）を使用する際は、1頭ごとに交換又は消毒をしている。	☐
	畜房又はハッチが空になった場合には、清掃及び消毒をしている。	☐
	家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養していない。	☐

6. 家畜の健康観察と異状が確認された場合の対処		
	家畜に特定症状（※）を確認した場合には、直ちに家畜保健衛生所に通報することとしている。	
	家畜に特定症状を確認した場合には、農場からの家畜及びその死体、畜産物並びに排せつ物を出荷し、又は移動させないこととしている。	
	家畜に特定症状以外の異状を確認した場合には、直ちに獣医師の診療を受けることとしている。	
	毎日、飼養する家畜の健康観察をしている。	
	他の農場等から家畜を導入する場合には、導入元での疾病の発生状況や導入する家畜の健康状態の確認等をしている。	
	他の農場から家畜を導入した場合には、当該家畜に異状がないことを確認するまでの間は、他の家畜と接触させないようにしている。	
	家畜を出荷し、又は移動させる場合には、家畜に付着した排せつ物等の汚れを取り除くとともに、出荷又は移動の直前に健康状態を確認している。	
	家畜の死体又は排せつ物を移動する場合には、漏出を防止するための措置を講じている。	
7. 埋却等の準備		
	埋却地を確保している。	
	焼却又は化製のための準備措置を講じている。	
8. 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管		
	衛生管理区域に立ち入った者に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。	
	家畜の所有者及び従業員の海外への渡航に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。	
	家畜の導入、出荷又は移動に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。	
	家畜の異状に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。	
9. 大規模所有者に関する追加措置（大規模所有者のみ記入）		
	農場ごとに、家畜保健衛生所と緊密に連携をとっている担当獣医師又は診療施設を定め、家畜の健康管理について定期的に指導を受けている。	
	従業員が家畜に特定症状を確認した場合に、大規模所有者の許可を得ずに直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、従業員に周知徹底している。	

※その他：飼養衛生管理基準の項目以外に行っている衛生管理の取組を記入。

※ 特定症状（対象とする家畜伝染病：口蹄疫）
 ①39.0℃以上の発熱及び泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下又は泌乳の停止があり、かつ、その口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房（以下「口腔内等」という。）に水疱、びらん、潰瘍又は瘢痕（外傷に起因するものを除く。以下「水疱等」という。）があること（鹿にあつては、39.0℃以上の発熱があり、かつ、その口腔内等に水疱等があること）。
 ②同一の畜房内（1つの畜房につき1頭の家畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内）において、複数の家畜の口腔内等に水疱等があること。
 ③同一の畜房内において、半数以上の哺乳畜（1つの畜房につき1頭の哺乳畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内において、隣接する複数の畜房内の哺乳畜）が当日及びその前日の2日間において死亡すること。
 ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等口蹄疫以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。

※ 選択肢があるものについては、あてはまるものに○を記してください。「その他」の項目がある場合には、（ ）内に具体的な内容を記入してください。

2 関係者以外を衛生管理区域に立ち入らせないようにする方法・衛生管理区域に立ち入った者が家畜に接触する機会を最小限とする措置の内容			
衛生管理区域の区分方法：	柵 / ロープ / プランター / 白線 / 消石灰帯 / その他（ ）		
立入制限の表示方法：	立て看板 / 工事用カラーコーンの設置 / その他（ ）		
畜舎への立入制限方法：	畜舎出入口の戸締り / 立入者への付き添い / 畜舎出入口への看板 / その他（ ）		
その他：	（ ）		
3 衛生管理区域出入口付近・畜舎に設置した消毒設備の種類			
衛生管理区域出入り口：	消毒薬噴霧器 / 車両用消毒槽 / 消毒ゲート / 消毒マット / 消石灰帯 / 踏み込み消毒槽 / その他（ ）		
畜舎出入り口：	消毒薬噴霧器 / 消毒マット / 踏み込み消毒槽 / 手指消毒スプレー / その他（ ）		
4 畜舎毎の家畜の飼養密度（畜舎ごとに記載）			
（畜舎区分）	（畜舎の面積）	（飼養頭羽数）	（飼育密度）
_____	_____ m ² （ _____ × _____ ）	÷ _____ 頭羽	= _____ m ² /頭羽
_____	_____ m ² （ _____ × _____ ）	÷ _____ 頭羽	= _____ m ² /頭羽
5 家畜伝染病発生時における埋却用地の確保状況			
①	埋却予定地の有無： 有 / 無		
	所在地： _____		
	② 埋却予定地が自己所有でない場合		
	所有者の氏名： _____		
	契約内容： 書面契約あり（契約書の写しを添付） / 承諾は得ているが契約はしていない		
	③ 埋却予定地の現在の利用状況・面積・農場からの距離		
	利用状況： 山林 / 原野 / 空地 / 採草地 / 放牧地 / 休耕田 / 畑 / その他（ ）		
	面積：	_____ m ²	農場からの距離： _____ km
	④ 近隣住民や関係者への説明・承諾状況：		
	説明し承諾を得ている / 説明しているが承諾は得ていない / 説明していない / その他（ ）		
	⑤ 参考事項：		

6 家畜伝染病発生時における焼却又は化製処理の準備措置： 有 / 無		
	① 施設の名称：	
	施設の所在地：	農場からの距離： km
	② 処理施設の利用について、施設側への説明・承諾状況：	
	説明し承諾を得ている / 説明しているが承諾は得ていない / 説明していない / その他（ ）	
	③ 近隣住民や関係者への説明・承諾状況：	
		説明し承諾を得ている / 説明しているが承諾は得ていない / 説明していない / その他（ ）
7 埋却地・焼却または化製処理施設の確保ができていない場合、これらを確保するための取組状況		
埋却地の購入を検討している / 埋却地としての利用を地権者に相談している / 候補用地を探している / 役場等関係者間で埋却予定地の確保について協議をしている / 焼却施設等を探している / その他（ ）		

大規模所有者の場合（成牛200頭以上、育成牛、豚、いのしし、めん羊、山羊3,000頭以上、鶏・うずら10万羽以上、あひる・きじ・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥1万羽以上）	
1 担当獣医師について	
	氏 名：
	所 属：
2 特定症状を確認した場合、家畜保健衛生所へ通報する手順書等の写し	